

物品使用貸借契約書

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「甲」という。）と《契約先機関名》（以下「乙」という。）は、甲の《事業名・プログラム名等》 《研究開発課題名：〇〇〇》（以下「本事業」という。）に係る乙の令和〇〇年〇月〇日研究期間終了にあたり、その研究開発成果の展開に資するため、物品の使用貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（契約の目的）

第1条 甲は、別紙明細記載の物品（以下「本物品」という。）を、引き続き乙に無償で貸し付けるものとし、乙は本物品を本事業の研究開発成果の展開に資する研究開発等に使用するために借り受けるものとする。

（期間）

第2条 使用貸借の期間は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までとし、期間満了の1箇月前までに甲及び乙から特段の意思表示がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して同一内容で更に1年間延長されるものとし、それ以降も同様とする。但し、使用貸借の期間を延長する場合は、本物品の使用貸借は、令和〇〇年〇月〇日を限度として終了するものとする。

（本物品の引渡し）

第3条 本物品は、本契約の締結日に存する場所において現状有姿のまま引渡すものとし、その引渡し及び設置等に要する全ての費用は、乙の負担とする。

（使用場所）

第4条 本物品の使用場所等については、別紙明細の通りとする。
2 乙は、本物品の維持管理又は使用目的上、必要があると認められるときは、甲の書面による承諾を得て、乙の費用と責任において前項の使用場所等を変更することができる。

（維持費用負担）

第5条 本物品の使用に際し発生する維持管理上の費用は、乙の負担とする。

（遵守義務）

第6条 乙は、本物品を善良な管理者の注意をもって管理、使用しなければならない。
2 乙は、本物品の使用にあたり、公害防止及び環境保全に関する法令その他を遵守すると共に、関係官公庁の指示及び関係官公庁又は地域住民と合意した事項を遵守する。
3 乙は、本物品の管理等のため、労働災害の防止及び安全衛生並びに保安警備を自らの責任において行う。

（禁止行為）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 本物品の賃借権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供すること。
- (2) 本物品の全部又は一部を第三者に転貸し、もしくは使用させること。
- (3) 本物品を本契約第1条に定める使用目的以外の用に供すること。

(研究状況の報告)

第8条 甲は、乙に本物品を使用して実施した研究開発等により得られた成果の概要を記述した書面等の提出を求めることができる。

- 2 甲は、前項により提出のあった成果の概要を公表又は使用しようとするときは、予め乙の書面による承諾を得なければならない。

(原状変更)

第9条 乙は、本物品の原状を変更しようとするときは、予め甲の書面による承諾を得なければならない。

- 2 前項に係る原状の変更は、乙の責任において行い、その原状の変更に要する費用及び原状の変更に付帯して発生する費用は、乙が負担するものとする。

(破損等)

第10条 本物品が破損又は故障した時は、乙は遅滞なく甲に通知するものとする。

- 2 乙の通常の使用もしくは故意又は過失により、本物品が破損又は故障したときは、乙は、乙の費用と責任により、本物品を修理する。
- 3 乙の責に帰すことのできない事由により生じた破損又は故障であつて、甲が本物品の維持管理上必要と認めたものの修理に要する費用の分担は、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 前3項のほか、通常の使用による損耗(経年劣化を含む。)の修繕に要する費用、その他維持に要する費用は、乙が負担するものとする。

(現状確認)

第11条 甲は、本物品の管理上必要と認められる場合には、予め乙に通知して、第4条に定める物品の使用場所に立ち入り、本物品の現状を確認し、必要な措置を講じることができる。但し、緊急の場合には、乙に対する事前通知を省略することができる。

(解除)

第12条 乙が本契約に違反したときは、甲は催告なく直ちに本契約を解除することができる。

- 2 前項による本契約の解除は、甲による損害賠償の請求を妨げない。
- 3 使用貸借の期間中に甲が本物品の返還を要することとなったとき、又は第1条に定める乙の使用目的が終了したときは、甲乙協議の上、本契約を解約できるものとし、この場合において、乙は損害賠償の請求は行わないものとする。

(物品の返還)

第13条 前条に定める解除又は解約により、本物品の返還の必要が生じた時は、乙は本物品を、前条に定める解除又は解約の日から3箇月以内に甲の指定する場所へ返還するものとする。

- 2 前条第1項による本契約の解除に伴う本物品の返還等に要する費用は、乙の負担とする。前条第3項により本契約を解約する場合の返還等に要する費用は、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の返還にあたって、第9条の規定により本物品の原状を変更している場合は、乙

の費用負担において本物品を原状に復するものとする。但し、甲が乙に対し原状回復をしないよう求めた部分については、この限りでない。

4 本物品の返還に伴う、使用場所の原状回復の費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第14条 乙の責めに帰すべき事由により、本物品が故障、破損又は滅失した場合には、乙は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本物品の使用、故障、破損又は滅失により第三者に損害を与えた場合、乙は、第三者に対し、生じた損害を賠償しなければならない。

3 甲は、乙の本物品の使用、故障、破損又は滅失により、乙又は第三者に生じた損害については、その責を負わない。

4 甲が、乙の本物品の使用、故障、破損又は滅失により、第三者に生じた損害を賠償したときは、甲は、その全額を、乙に対し求償することができる。

(反社会的勢力の排除)

第15条 乙は、自己が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証し、甲は、乙が各号の一に該当したときは、または該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。

(2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。

(3) 乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約履行のために使用する委任先及び下請け業者その他の第三者が前2号のいずれかに該当すること。

2 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当したときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

(1) 乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。

(2) 乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。

(3) 乙が、反社会的勢力である第三者をして前2号の行為を行わせること。

(4) 乙が、自ら又はその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

(5) 乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先及び下請業者その他の第三者が前4号のいずれかに該当する行為を行うこと。

3 乙は、前2項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。

(裁判管轄)

第16条 甲及び乙は、本契約に関する紛争解決については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

(協議)

第17条 本契約に関して生じた疑義及び本契約に定めのない事項については、必要に応じて誠意をもって甲乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都千代田区大手町一丁目7番1号
国立研究開発法人日本医療研究開発機構
契約担当職
理事長 三島良直

乙 ○○○
○○○
○○○